

丹後沿岸海岸保全基本計画検討委員会設置要領（案）

（目的）

第 1 条 丹後沿岸海岸保全基本計画を変更するにあたり、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条の 3 の規定により、海岸に関し学識経験を有する者の意見を聴くため、丹後沿岸海岸保全基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

（委員）

第 2 条 委員会の委員は、学識経験を有する者、その他適当と認められる者 6 名以内とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（任期）

第 3 条 委員の任期は 1 年以内とする。

（運営）

第 4 条 委員会は、委員の互選により選出された委員長が進行する。

2 委員会は、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

（その他）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 月 日から施行する